

Ⅱ 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

契約実施機関：海上自衛隊

審議対象期間	平成22年4月1日～平成23年3月31日		
審議対象件数	10,703件		
1. 入札状況について（入札参加者の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）			
抽出件数	5件	(審議概要) 地方調達等 (役務及び物品等) 1. 地方調達等発注実績について 2. 抽出事案について	
地方調達等	一般競争		5件
	指名競争		0件
	随意契約		0件
	意見・質問	回答	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	【抽出事案について】 (契約実績) ・入札公告の仕方を変えたので競争性が高まったとの説明があったが、具体的にどのように変えたのか。 ○地方調達について 1 [祇園宿舍ガス設備その他整備] (一般競争) ・契約種類が役務請負契約とあるが、部材の調達が主ではないか。 ・予定価格の概要にあるメーカー販売価格とは何か。 ・インターネット調査価格とは何か。 ・資料には部材費の計算だけが記載されているが、労務費等については記載されていない。これでは計算価格がどのようにして計算されたのかわからない。この点は次の2の契約と併せて審議する。	・公告期間を長くしたり、公告の契約件名を内容のわかりやすいものに配慮した。 ・金額的には部材費のウェイトが大きいですが、本件は作業内容から役務請負とした。 ・仕様書に示される浴槽や給湯器の規格品の定価である。 ・インターネットで調査した実勢価格である。	

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの 意見・質問</p> <p>○それに対する 回答等</p>	<p>2 [祇園宿舎 A・B棟ガス設備 整備] (一般競争)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1の契約と同様に役務請負契約になっているが何故か。 ・ 1の契約に比べて浴槽及び給湯器の単価が上がっているが何故か。 ・ 1の契約と参加業者が異なるが。 ・ 本件は落札率が非常に低い。その理由は見積書よりもかなり安価で入札しているからではないか。 ・ 見積書はどのような金額で出してもよいのか。また、それを基礎に予定価格を算定するのはいかなものか。 ・ 浴槽及び給湯器の単価は、納入伝票等実際の価格のわかる書類の確認や、当該会社の原価計算の方法をヒアリングしてから採用すべきであった。 ・ 低い落札率の原因となった予定価格についてもっとわかりやすい資料にすること。 <p>3 [空気冷却器ほか] (一般競争：1者応札)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡単な部材の取付けは売買契約としているが、本件は1の契約と同様、作業内容から判断して役務請負契約とした。 ・ 1の契約後、落札業者から内訳を提出してもらい参考にした。また1の契約は落札率が97%と高い落札率であるので、それを佐世保市の実勢価格と判断して単価を上げた。 ・ 1の契約と役務内容が異なること及び調達時期の相違によるものと思われる。 ・ 入札金額は労務費圧縮等の企業努力の結果であるので、手持ち工事の状況や材料費と労務費の割合などにより異なることをご理解いただきたい。 ・ 見積書は、入札参加業者が仕様書の読み間違いをしていないか確認すること、及び積算資料で確認できない部材費の参考にするために提出してもらっている。見積書をそのまま採用しているわけではない。 ・ 了解した。 ・ 了解した。

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの 意見・質問</p> <p>○それに対する 回答等</p>	<p>・本件を一般競争契約とした理由として、実施可能業者が複数存在するため、とあるが確かなのか。</p> <p>・受注者はメーカーの復代理であるが、何故このような契約になるのか。</p> <p>・珍しいケースであるので、今後もこのような形態の契約があれば支払先を確認しておくこと。</p> <p>4 [庁舎フェンス工事] (一般競争)</p> <p>・資料に予定価格の積算内訳をもっと詳しく記載すること。特に担当者の裁量に係る部分が、良くわかる資料にすること。</p> <p>5 [電気設備及びボイラ設備保守管理業務の部外委託] (一般競争)</p> <p>・本件の契約期間は。</p> <p>・業務概要にある冷暖房装置の切替とは何か。</p> <p>・4の契約と契約書に添付している特約条項が異なるが、どういう基準か。</p> <p>まとめ</p> <p>・資料は全体的に予定価格の積算について、もっとわかりやすくすること。</p> <p>・予定価格の積算において、見積書のとらえ方をもっと精査する必要がある。</p>	<p>・護衛艦の空気冷却器のメーカーは数社あり、各々互換性があるので複数者が実施可能である。</p> <p>・本件の契約に係る権限が受注者に委譲されているため、この形態でしか契約できない。</p> <p>・了解した。</p> <p>・了解した。</p> <p>・了解した。</p> <p>・平成22年度の1年間である。</p> <p>・装置の切替ではなく、冷房と暖房の切替である。</p> <p>・4の契約は工事請負契約であり、本件は役務請負契約であるから特約条項が異なってくる。</p>

委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
--------------------	----	--

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義案件数	0 件	(審議概要) 該当案件なし
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回 答
	なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	